

山梨県肝炎治療特別促進事業

実施要綱の主な改正点（R6.12.2）

<改正理由>

- （１）令和６年１１月２９日健生肝発１１２９第１号厚生労働省健康・生活衛生局 がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知より、「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」が一部改正された。
- （２）これに伴い、山梨県肝炎治療助成事業実施要綱の一部を改正する必要が生じた。

<主な改正点>

- （１）現行の健康保険証について、令和６年１２月２日より発行を終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカードをいう。）を基本とする仕組みに移行することから、申請手続きに必要な書類において、被保険者証および後期高齢者医療被保険者証等の表記を修正した。
- （２）マイナンバーを用いた情報連携を実施することが可能な場合は、提出書類の一部を省略が可能となる表記を追加、情報連携を実施することが難しい場合は、「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又は「資格情報画面」により確認する記載を追加した。
また、令和６年１２月１日時点で発行されている健康保険証は最大で１年間、従前のおり使用することが可能であることから、それまでの間は、住所や負担割合等に変更がない限り、健康保険証による確認が可能である記載を追加した。
- （３）その他 国の要綱にあわせて体裁を整える等の所要の改正を行った。

以上